

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年8月5日（金）午後4時00分～午後5時05分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13		14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23		24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	
33		34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	13	矢野正祥	23	武内誠	32	中本祐市
		33	坂幹幸				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		冨永次長		菊地係長（農地）	
		松田係長（農政）		菊地主査（農地）			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第48号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第49号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第50号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第51号	非農地証明について				
		議案第52号	下限面積（別段の面積）の変更について				
		議案第53号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第54号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第55号	農用地利用配分計画（案）について				

事務局（局長） 只今から、令和4年第8回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。
出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日、13番 矢野正祥委員、23番 武内誠委員、32番 中本祐市委員、33番 坂幹幸委員より欠席の報告を受けております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、30番 武知由美子委員と31番 上満啓司委員を指名いたします。
次に、日程第2 書記の指名を行います。
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。
それでは、日程第3 議案審議に入ります。
まず、議案第48号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長） 議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、平野町平地の土地、田1筆2,027㎡、売買による所有権移転です。
所有権の移転後は、果樹を栽培する予定です。
農業は、譲受人本人が年間を通じて従事します。
2番、多田の土地、畑1筆74㎡、贈与による所有権の移転です。
所有権移転後は露地野菜の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
3番、米津の土地、田1筆411㎡、売買による所有権移転です。
所有権の移転後は野菜を栽培します。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
4番から6番は、関連案件です。
4番、戒川の土地、田5筆6,240㎡及び畑2筆1,180㎡、5番、同じく戒川の土地、田1筆79㎡は、ともに贈与による所有権移転です。
4番案件は水稻及び野菜を、5番案件は水稻の栽培をそれぞれ行います。
次に2ページをお開き下さい。
6番、白滝の土地、田3筆1,902㎡、及び畑3筆692㎡、樹園地1筆1,255㎡は、売買による所有権移転です。
所有権移転後は、水稻及び果樹等を栽培します。

いずれも、農業は譲受人夫婦が年間を通して従事します。

7番、肱川町山鳥坂の土地、畑2筆75㎡、贈与による所有権の移転です。

所有権の移転後は、野菜を栽培します。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

以上、7件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

7番

1番案件の説明をさせていただきます。

議案説明資料2ページも参考にしてください。

1番案件の申請地は、平地の土居集会所から南西へ約400mにある譲受人の自作地に隣接する農地で、売買にて所有権移転をするものです。

譲受人によると、この辺りではこれまで水稻を栽培していたが、今後は粟を植栽して管理する計画と聞いております。

その他調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

21番

2番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料3ページを参考にしてください。

2番案件は、譲渡人は県外に在住し、耕作管理が困難なことから、譲受人の所有地に隣接した農地を無償で譲ることになりました。

申請地は、八多浪橋から東南東へ約700mのところにある畑1筆で、今後は露地野菜等の栽培をする意向から、申請に至っています。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

22番

3番案件のご説明をいたします。

議案説明資料4ページをご覧ください。

3番案件は売買による所有権移転となり、申請地は、清流園から北へ約200mにある田1筆です。現在は、休耕しておりますが、今後は譲受人が所有する農地と合わせて畑にする計画となっております。

譲受人は、夫婦で農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと思われまます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

30番

4番案件から6番案件は関連しておりますので、併せてご説明いたします。

議案説明資料は、5ページから7ページになります。

4番、5番案件は、ともに贈与による所有権移転となり、申請地は檜谷集会所近くにある農地で、いずれも良好に管理されております。

6番案件は、売買にて所有権移転をするもので、申請地はJR伊予白滝駅の周囲約200mに点在している農地となります。

譲受人は、夫婦で農業に従事しており、経営規模の拡大を図るため農地を取得するもので、今後の管理に問題はないと思われま

す。調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

34番

7番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料8ページを併せてご覧ください。

本来であれば中本委員の担当地区であります

が、本人欠席のため、調査結果を説明させていただきます。

7番案件は、贈与による所有権移転で、申請地は市役所肱川支所から西へ約1.4kmにある畑2筆で、現在も良好に管理されております。

譲渡人は、市外に転出されて管理が難しくなったため、譲受人の所有地と譲り受ける申請地を合わせて耕作する計画になっております。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第49号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、並びに別紙「議案説明資料」9ページから20ページまでを、併せてご覧ください。

1番、大洲の土地、2筆合計479㎡の案件は、譲受人が申請地を取得して、賃貸住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から西に約300mのところ

に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第一種住居地域)内にある農地であることから、「第3種農地」と判断して

おります。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、3番案件は関連がありますので、まとめてご説明申し上げます。

2番、平野町野田の土地339㎡の案件は、譲受人の居宅の隣接地へ、車両で進入出来るよう、申請地を取得して進入路としようとするもの、3番の土地29㎡の案件は、借受人が車両で居宅へ進入出来るよう、申請地を借り受けて進入路とするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南西に約3.6kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、3番案件の土地につきましては、写真にありますように、既に工事を完了しており違反転用の状態です。これについて、貸主、借主双方から始末書が提出されており、双方とも反省しているようでありますので、追認していただきますようお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の9ページから12ページを参考にしてください。

申請地は、10ページの位置図のとおり、大洲小学校から南へ約50mに位置する農地になります。

まず、立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、11ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

2番。

8番

それでは、2番、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の13ページから20ページを参考にしてください。

申請地は、14ページ及び18ページの位置図のとおり、平野公民館から南へ約1.7kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、15ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、3番案件の違反転用に関しましては、貸主、借主双方より始末書が提出

され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第50号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。議案第50号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ、並びに別紙「議案説明資料」21ページから24ページまでを、併せてご覧ください。

1番、東大洲の土地846㎡の案件は、平成8年1月26日付けで転用許可となっている案件です。

申請地に賃貸マンションを建設する予定でありましたが、大雨や台風の度に申請地が浸水することに併せ、近隣にあった大きな病院が移転したことにより、マンションを建設しても需要が見込めないため、建設業者に資材置場及び露天駐車場として、令和5年3月末まで一時的に貸し付けるために、土地利用計画の変更をしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.5kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番 それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の21ページから24ページを、参考にしてください。申請地は、22ページの位置図のとおり平小学校から西へ約300mに位置する農地になります。

本件は、事務局報告のとおり、平成8年1月に転用許可されている案件です。

変更内容は、申請地に賃貸マンションを建設する予定であったが、需要が見込めないため、資材置場及び露天駐車場として、令和5年3月末まで貸し付けるために、土地利用計画の変更が必要となったとのことで

ございます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、24ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地はありません。そして「一時転用の妥当性」については、原状回復措置計画を立てており、特に問題ないものと思われま

す。
よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えま

す。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第51号『非農地証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めま

事務局（農政係長）

失礼いたします。議案第51号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ、並びに別紙「議案説明資料」25ページから35ページまでを、併せてご覧ください。

1番、梅川の土地1, 309㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地に杉を植林して約40年経過し、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございま

す。
2番、柳沢の土地、2筆合計3, 453㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございま

す。
申出によりますと、申請地の周囲が山林であることに加え、道も狭く農地としての条件が悪いため、桧を植林して約20年以上経過し、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございま

す。
3番、河辺町川崎の土地、10筆合計6, 119㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございま

す。
申出によりますと、申請地に平成の初め頃に植林し、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございま

す。
以上、3件でございま

議長（会長）

す。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告

を受けたいと思います。1番。

10番

1番案件については、私のほうから調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の25ページから27ページを、参考にしてください。
申請地は、26ページの位置見取図のとおり、大洲市南久米連絡所から南へ約3.7kmに位置する農地になります。
申請によりますと、申請地に杉を植林して約40年経過し、現在は、農地への復旧は著しく困難との申出です。
申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。
よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長(会長)

2番。

16番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の28ページから30ページを、参考にしてください。
申請地は、29ページの位置見取図のとおり、大洲市柳沢連絡所から北東へ約1.4kmに位置する農地になります。
申請によりますと、申請地は、農地に行く道が狭く、周囲も山林であるため、桧を植林して約20年経過し、現在は、農地への復旧は著しく困難との申出です。
申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。
よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長(会長)

3番。

37番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の31ページから35ページを、参考にしてください。
申請地は、32ページの位置見取図のとおり、大洲市役所河辺支所から北へ約4.0km以内の3ヶ所に位置する農地になります。
申請によりますと、平成の初めごろに生活の本拠を松山に移すことにより、耕作困難となるため植林してから、約30年を経過し、現在は農地への復旧は著しく困難との申出です。
申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。
よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長(会長)

地元委員さんからの報告がありました、何かご質疑はありませんか。

- 委員 (質疑なし)
- 議長 (会長) 特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 (会長) ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。
次に、議案第52号『下限面積（別段の面積）の変更について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 (農地係長) 議案第52号「下限面積（別段の面積）の変更について」をご説明します。
議案書6ページをご覧ください。
当議案では、「下限面積（別段の面積）の設定について」の中にある「空き家に附属した農地に限定した設定について」は、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。
1番、野佐来の土地、畑3筆・計140㎡です。
申請地は、大洲市役所から南南西に約4.2kmにある自宅と、その周辺の農地になります。
議案書にも記載しておりますが、申請人の両親が他界をするまで居住していたが、所有者も市外にあり、居宅や農地の管理をする予定もなく売却を検討したため、大洲市空き家バンクに登録されたという経緯になっております。
なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会において、農地法第3条の規定による許可申請が提出される予定になっております。
以上1件、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 (質疑なし)
- 議長 (会長) 特に、ご質疑もないようですので、只今説明がありましたように地番指定することに、ご異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- ご異議ないものと認め、今回申出があった農地について地番指定することに決定いたしました。
次に、議案第53号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 (農政係長) 失礼いたします。「議案第53号 農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書7ページ、並びに別紙「議案説明資料」の36ページから38ページまでを、併せてご覧ください。

今回は、農用地区域からの除外1件でございます。

1番、梅川の土地、計2筆1,034㎡の案件は、申請地は、山間部に位置する低生産農地で、イノシシなどの鳥獣被害が甚大であり、借り受ける者もないことから、今後は植林し、山林として管理するため、除外の申出があったもので、申請地は他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

以上1件、計2筆1,034㎡です。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

10番

1番案件については、私のほうから調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の36ページから38ページまでをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請人は耕作管理が困難で、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われま

す。なお、既に当該土地には植林をされており、違反転用になっていることから始末書を提出頂いております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を山林に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もいようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。次に、議案第54号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の8ページから、ご覧ください。

今月は、全て新規案件となります。

1番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

2番、同じく水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定します。

3番と4番は、中間管理事業を使った貸借になります。1名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、〇〇〇〇に貸し付けるものです。内容は果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

続いて9ページをお開きください。

5番、野菜を栽培するため、賃借権を4年間設定します。

6番、7番、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

以上、利用権設定・件筆数 7件・11筆、利用権設定総面積40,507㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第55号『農用地利用配分計画(案)について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(農地係長)

議案第55号「農用地利用配分計画(案)について」をご説明します。議案書の10ページをご覧ください。

本議案では、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が中間管理権の設定を受けた農地を借受希望者に貸借する計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、大洲市長より意見を求められていることから、ご審議をお願いするものです。

1番、八多喜町の土地、畑4筆 計12,290㎡は、現在利用権の設定を受けている者から変更されるもので、野菜を栽培するため賃借権を4年間設定しようとするものです。

なお、移転後に利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり認めることに、

ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり認めることにいたします。
以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。